

立川市総合設計許可基準

立川市まちづくり部建築指導課
令和3年4月

目 次

第1章 総 則	1
第1 総則.....	1
1 趣旨	1
2 基本目標.....	2
3 運用方針.....	2
第2 用語の定義.....	2
第2章 計画要件.....	6
第1 計画の基本要件.....	6
1 共通事項.....	6
第2 種類別要件	8
1 一般型総合設計	8
2 共同住宅建替誘導型総合設計	9
第3章 計画基準.....	10
第1 計画に当たって配慮すべき事項等.....	10
第2 計画基準.....	10
1 公開空地.....	10
2 有効空地.....	15
3 住宅	16
4 環境性能等	16
5 防災施設.....	17
第4章 容積率制限の緩和	19
第1 容積率制限の緩和の原則	19
第2 容積率制限の緩和の基準	19
1 公開空地等による容積率の緩和	19
2 防災による容積率の緩和	22
3 公益施設等の整備による容積率の緩和	24
4 自動車車庫による容積率の緩和	26
5 景観の形成による容積率の緩和	26
第3 割増容積率の限度及び特例.....	27
1 公開空地、防災、公益施設等及び景観の形成による割増容積率の合計の限度	27
2 カーボンマイナスの取組に応じた割増容積率の限度	27
3 公開空地による容積率の緩和	27
4 高度利用地区内等に計画する総合設計に対する基準容積率の取扱い	28
5 容積率制限の割り増しを受ける計画建築物に対する形態制限の付加	28
第5章 斜線制限の緩和等	29
第1 斜線投影図の作図法	29
1 道路斜線制限及び隣地斜線制限の検討	29
第2 斜線制限・高さ制限の緩和.....	30
1 道路斜線制限及び隣地斜線制限	30
2 北側斜線制限	31
3 既存建築物の増築における特例	31

第6章 雜則	33
第1 雜則	33
1 他の手法との併用	33
2 計画建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区の内外にわたる場合の取扱い	33
3 法第86条第1項、第2項又は第86条の2第1項の規定に基づく認定区域内における特例	33
4 既存建築物の特例	33
5 その他	34
附則	34

第1章 総 則

第1 総則

1 趣旨

総合設計制度は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第59条の2の規定に基づき、一定規模以上の敷地面積及び一定割合以上の空地を有する建築計画について、その容積及び形態の制限を緩和する統一的な基準を設けることにより、建築敷地の共同化及び大規模化による土地の有効かつ合理的な利用の促進並びに公共的な空地空間の確保による市街地環境の整備改善等を図ることを目的として創設されたものである。

総合設計制度の運用に関しては、国から「総合設計に係る許可準則の改正について」（昭和61年12月27日付建設省住街発第93号）及び「総合設計許可準則に関する技術的基準について」（昭和61年12月27日付建設省住街発第94号）の通達及び技術的助言が出されている。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が平成12年4月1日から施行されたことにより、自治事務となった事務については、通達による拘束は受けないが、本市においては、従来どおり、当該通達を建築行政の参考として位置付けている。

このため、これらの通達及び技術的助言の趣旨を踏まえるとともに、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」（平成15年6月東京都都市整備局策定。以下「活用方針」という。）など、東京都の都市づくりに関する計画や、立川市都市計画マスタープラン（平成29年6月改定）など、立川市のまちづくりに関する計画等に基づき、良好な市街地環境の整備改善等に寄与する建築計画に対し、本制度の積極的な活用を図るため、総合設計許可の取扱方針として本基準を定めるものである。

2 基本目標

東京都及び立川市の都市づくりに関する計画及び都市計画等に基づく地域のまちづくりの方針に沿った良好な市街地環境の形成を目指し、建築活動を通じて市街地環境の向上に資するような建築計画を誘導するため、総合設計制度の運用に当たっての基本目標を次のとおり定める。

- ア 市街地環境の整備改善
- イ 良好な建築・住宅ストックの形成
- ウ 公共施設の機能の補完
- エ 市街地の防災機能の強化
- オ 福祉のまちづくりの推進
- カ 住宅の量的拡大から質の向上への転換
- キ 職と住とのバランスのとれた都市の形成
- ク 少子高齢社会にふさわしい住まいの整備
- ケ 敷地の集約による質の高い市街地形成
- コ 良好的な都市景観の創造
- サ 緑化の推進
- シ 生物多様性の保全
- ス 低炭素型都市づくりの推進
- セ JR立川駅周辺地域における中核拠点の形成
- ソ 立川駅前歩道立体化計画の実現

3 運用方針

本基準は、市の許可の取扱方針を定めたものであるとともに、その許可に係る良好な建築計画の要件となる基準を広く一般に示したものである。

この基準は、技術基準として、許可の申請に当たっての必要条件としての性格を持つものであり、申請に係る計画が許可の要件を十分に満たすものであるか否かは、総合的なまちづくりを推進していく観点も重視し、市全域と地域からの両方の視点から見たうえで、具体的な計画に即し、総合設計制度の趣旨等を勘案して判断する必要がある。

したがって、本制度の運用に当たっては、常に趣旨及び基本目標に照らして総合的見地から行うものとする。

第2 用語の定義

本基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 計画建築物

総合設計の計画に係る建築物をいう。

(2) 一般建築物

計画建築物の敷地内で、法第3章第4節の一般規定によって許容される建築物をいう。

(3) 中核的な拠点地区

活用方針に定める中核的な拠点地区をいう。

(4) 中核的な拠点周辺地区

活用方針に定める中核的な拠点周辺地区をいう。

(5) 基準建蔽率

法第53条の規定により許容される建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度を百分

率(%)で表したものという。

(6) 基準容積率

法第52条の規定により許容される建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度を百分率(%)で表したものという。

(7) 割増容積率

本基準によって基準容積率に割増しされる容積率(%)をいう。

(8) 絶対高さ制限

法第55条第1項に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域内における建築物の高さの制限をいう。

(9) 道路斜線制限

法第56条第1項第1号に規定する前面道路の反対側の境界線からの建築物の高さの制限をいう。

(10) 隣地斜線制限

法第56条第1項第2号に規定する隣地境界線からの建築物の高さの制限をいう。

(11) 北側斜線制限

法第56条第1項第3号に規定する北側隣地からの建築物の高さの制限をいう。

(12) 地上部の緑化

敷地内の地上部を樹木で有効に植栽することをいう。

(13) 建築物上の緑化

建築物の屋上、壁面等の部分を樹木、多年草等で有効に植栽することをいう。

(14) PAL*

建築物の断熱や熱負荷の低減に係る指標をいう。

(15) PAL*の低減率

PAL*の基準値に対するPAL*の値の低減率をいう。

(16) ERR

設備システムのエネルギー利用の低減率をいう。

(17) 質の高い住宅

活用方針に定める質の高い住宅をいう。

(18) サービス付き高齢者向け住宅等

活用方針に定めるサービス付き高齢者向け住宅等をいう。

(19) サービスアパートメント

活用方針に定めるサービスアパートメントをいう。

(20) 子育て支援住宅

活用方針に定める子育て支援住宅をいう。

(21) 長期優良住宅

活用方針に定める長期優良住宅をいう。

(22) 賃貸住宅

活用方針に定める賃貸住宅をいう。

(23) 子育て支援施設

活用方針に定める子育て支援施設をいう。

(24) 高齢者福祉施設等

活用方針に定める高齢者福祉施設等をいう。

(25) 歴史的建造物

法第3条第1項各号に該当する建築物、景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に規定する景観重要建造物、東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）第22条第1項に規定する都選定歴史的建造物及び選定対象外建造物並びに立川市景観条例（平成23年立川市条例第25号）第18条第1項に規定する景観重要建造物をいう。

(26) 一時滞在施設

活用方針に定める一時滞在施設をいう。

(27) 待機スペース

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者が一時滞在施設内において待機する空間をいう。

(28) 計画適合認定マンション

東京都マンション再生まちづくり制度要綱（平成29年3月30日付28都市住マ第322号）第7により市長の認定を受けたマンションの再生に係る計画に位置付けられたマンションをいう。

(29) 生物の生息空間

「公開空地等における生物生息空間について」（令和2年12月22日付2都市政緑第476号）に定める生物の生息空間をいう。

(30) 一般型総合設計

一定規模面積以上の計画敷地内に一定割合以上の公開空地を設ける総合設計で、共同住宅建替誘導型総合設計以外のものをいう。

(31) 共同住宅建替誘導型総合設計

良質な住宅ストックの形成に資することを目的とし、以下の要件に適合する建築計画に適用する総合設計をいう。

ア　原則として、建築後30年を経過した主たる用途が共同住宅である建築物を建替える計画であること。

イ　住宅用途以外の用途に供する部分の床面積（実施細目で定める施設に供する部分の床面積を除く。以下同じ。）の合計が、建替え前より増加しない計画であること。ただし、住宅用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、基準容積率の算定の基礎となる延べ面積を超えない計画適合認定マンション又は市が取り組むまちづくりの方針に適合する中核的な拠点地区、中核的な拠点周辺地区の区域内における計画を除く。

ウ　割増容積率（公益施設等に係る割増容積率に相当する部分及び公共空地により計画建築物の許容延べ面積に加える部分を除く。）に相当する部分の住宅の専有面積が55平方メートル以上となる建築計画。ただし、法第3条第2項の規定により、法第52条第1項、第2項又は第7項の規定の適用を受けない既存建築物における超過容積率に相当する部分並びにサービス付き高齢者向け住宅等及び子育て支援住宅である部分を除く（超過容積率の算定方法は第4章第2の1（2）の規定による。）。

(32) 公開空地

計画建築物の敷地内の空地又は開放空間（第3章第2の1（1）に定めるアトリウム、ピロティ等及び人工地盤等をいう。）のうち、日常一般に公開される部分（当該部分に設ける環境の向上に寄与する植栽、花壇、池泉等及び空地の利便の向上に寄与する公衆便所等の小規模の施設に係る土地並びに屋内に設けられるもの等で市が深夜等に閉鎖することを認めるものを含み、

車路並びに自動車及び自転車の駐車の用（実施細目に基づき承認を受けた自転車シェアリングは除く。）に供する部分を除く。）で、第3章第2の1（2）に定める公開空地の規模・形状の基準に適合する帯状又は一団の形態を成すものをいう。

第2章 計画要件

第1 計画の基本要件

1 共通事項

(1) 総合設計の適用区域

総合設計の適用区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域内とする。ただし、原則として、容積率制限の緩和を伴う総合設計については、指定容積率が1,000パーセントを超える区域を除く。

(2) 空地率の最低限度

ア 空地率の算定方法

空地率は、次式による数値をいう。

$$(空地面積 / 敷地面積) \times 100 (\%)$$

なお、空地とは、建築物又はこれに準ずる工作物に覆われていない敷地の部分をいう。

イ 空地率の最低限度

(ア) 容積率制限の緩和を伴う計画建築物の敷地内における空地率の最低限度は、当該敷地の基準建蔽率に応じて、下表に掲げる数値とする。

(単位：%)

基準建蔽率 (Fo)	空地率
30 ≤ Fo ≤ 50	115 - Fo
50 < Fo ≤ 55	65
55 < Fo ≤ 100	120 - Fo

(イ) (ア) 以外の計画建築物の敷地内における空地率の最低限度は、当該敷地の基準建蔽率に応じて、下表に掲げる数値とする。

(単位：%)

基準建蔽率 (Fo)	空地率
30 ≤ Fo ≤ 50	110 - Fo
50 < Fo ≤ 55	60
55 < Fo ≤ 100	115 - Fo

(3) 接道長

計画建築物の敷地の接道長は、総合設計の種類に応じて第2の1から2までに定める前面道路の幅員の数値以上の幅員を有する道路に当該敷地境界線の長さの合計の6分の1以上接するものであること。ただし、第2の1(3)ただし書きに該当する場合又は地区計画により計画的に街区整備を図っていくことが認められる場合は、この限りでない。

(4) 有効公開空地率の最低限度

ア 有効公開空地率の算定方法

次式により算定する。

$$(公開空地の有効面積の合計 / 敷地面積) \times 100 (\%)$$

なお、公開空地の有効面積とは、公開空地の面積（有効面積の算定の対象となる部分に

限る。)に、当該公開空地の種別に応じて第3章第2の1(3)に定める公開空地の有効係数を乗じた数値をいう。

また、公開空地である屋内貫通通路、アトリウム及びピロティ等の公開空地等の有効面積の算定に当たっては、公開空地全体の面積の3分の1(第4章第2の5(1)に定める緩和の対象となる計画建築物にあっては3分の2)の面積に相当する部分を対象とする。

イ 有効公開空地率の最低限度

計画建築物の敷地内における有効公開空地率の最低限度は、当該敷地の基準容積率に応じて、下表に掲げる数値とする。

(単位：%)

基準容積率 (Vo)	有効公開空地率の最低限度 (Po)
$Vo \leq 100$	30
$100 < Vo < 500$	$35 - (Vo / 20)$
$500 \leq Vo$	10

(5) 歩道状空地及び広場状空地の設置

計画建築物の敷地には、原則として、歩道状空地及び広場状空地を設けること。

なお、歩道状空地は原則として、前面道路(幅員4.5メートル以上の歩道が確保されているものを除く。)に接する全ての敷地の部分に設けること。

(6) 外壁面の後退

ア 隣地境界線

計画建築物の外壁又はこれに代わる柱の外面から敷地境界線までの水平距離は、原則として、当該部分の建築物の高さ(敷地境界線の地表面からの高さをいう。以下この章において同じ。)の平方根の2分の1に2メートルを加えた数値以上であること。ただし、以下に掲げる建築物の部分には適用しないことができる。

(ア) 壁面の位置の統一を図るべき地区で、壁面の位置を統一する計画建築物、歴史的建造物の存置部分又は公用歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分

(イ) 敷地の隣地が河川管理用通路のない河川その他これに類するものであり、かつ、落下物に対する危険防止の措置を有効に講じている建築物の部分

イ 道路境界線

計画建築物の外壁又はこれに代わる柱の外面から道路境界線までの水平距離は、当該部分の計画建築物の高さの平方根の2分の1に総合設計の種類別に必要な歩道状空地の幅員を加えた数値以上であること。ただし、立川市総合設計許可基準実施細目(以下「実施細目」という。)で定める危険防止の措置が講じられている場合は、総合設計の種類別に必要な歩道状空地の幅員の数値以上とすることができる。

また、壁面の位置の統一を図るべき地区で、壁面の位置を統一する計画建築物、歴史的建造物又は公用歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分にあっては、これによらないことができる。

(7) 電気自動車等の充電設備の設置

駐車場を整備する場合は、原則としてEV及びPHV用充電設備を1台以上設置することとし、複数の用途が混在する場合は、用途ごとに1台以上の充電設備を設置すること。ただし、

用途が異なる場合でも駐車場を共用利用できる場合は、共用利用可能な駐車場ごとに1台以上設置することとする。ただし、やむを得ない事情により充電設備を設置できない場合は、この限りではない。

充電設備の種類は、不特定多数の者が利用する駐車場については、急速充電器とし、やむを得ない事情により急速充電器を設置できない場合は、普通充電器に代えることができる。

また、電気自動車等の充電設備の設置についての協議に関する手続その他必要な事項については、実施細目及び「都市開発諸制度の適用に関する環境都市づくりに係る規定の取扱い指針」（令和2年12月24日付2都市政広第449号）によるものとする。

第2 種類別要件

1 一般型総合設計

(1) 適用区域

以下に掲げる区域とする。

ア 中核的な拠点地区、中核的な拠点周辺地区

イ ア以外の区域であって、以下に該当する区域

- (ア) 都市計画マスターplan等において拠点を形成するため、高度利用を図るべき地域として位置付けられた地域
- (イ) 地区計画等が定められている区域（同時に定める場合も含む。）で、土地の高度利用を図るべき地区として位置付けられている区域
- (ウ) 重点地区（高度利用を図るべき地区として位置付けられている区域に限る。）

(2) 敷地面積の最低限度

500 平方メートル以上とする。

(3) 前面道路の幅員

計画建築物の敷地は、用途地域の種別に応じて、下表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に接すること。ただし、近隣商業地域又は商業地域内にある計画建築物の敷地が、幅員6メートル以上の道路に当該敷地境界線の長さの合計の4分の1以上接する場合で、幅員4メートル以上の歩道状空地（当該道路境界線から2メートルまでの部分は、建築物又は建築物の部分で覆われていないものとする。この場合、当該部分は公開空地の有効面積の算定から除くものとする。）を当該道路に接して有効に設けたときはこの限りでない。

（単位：m）

用途地域	道路幅員
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準工業地域	6
近隣商業地域及び商業地域	8

(4) 建築場所による割増容積率に相当する部分の用途の制限

割増容積率に相当する床面積（容積率の算定基礎となる延べ面積に算入されない部分、公益施設等に係る割増容積率に相当する部分及び公共空地により計画建築物の許容延べ面積に加える部分を除く。）の用途を下表のとおり、活用方針に定める育成用途とすること。

ただし、JR立川駅周辺をはじめとした多摩地域を牽引する業務・商業機能の集積状況を維持・発展させ、多様なイノベーションの創出を促進していく観点から、分譲住宅を育成用途か

ら除外する。

また、主要な用途が共同住宅である計画に対しては割増容積率を付与しない。

区 域	育成用途の割合等
中核的な拠点地区及び中核的な拠点周辺地区	割増容積率に相当する床面積に対する 2 分の 1

2 共同住宅建替誘導型総合設計

(1) 適用区域

以下に掲げる区域とする。

ア 中核的な拠点地区、中核的な拠点周辺地区

イ ア以外の区域で、以下のいずれかに該当する区域

- (ア) 都市計画マスターplan 等において拠点を形成するため、高度利用を図るべき地域として位置付けられた地域
- (イ) 地区計画等が定められている区域（同時に定める場合も含む。）で、土地の高度利用を図るべき地区として位置付けられている区域
- (ウ) 東京都マンション再生まちづくり制度要綱第3により指定されたマンション再生まちづくり推進地区（計画適合認定マンションの建替え計画に限る。）

(2) 敷地面積の最低限度

500 平方メートル以上とする。

(3) 前面道路の幅員

幅員が 6 メートル以上の道路に接すること。

第3章 計画基準

第1 計画に当たって配慮すべき事項等

本基準により許可の対象となる建築計画は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）に定める有効な都市空間の確保を基調とし、併せて第1章第1の2に定める基本目標の実現に貢献する次の項目に配慮又は対応した計画とする。

- ア 周辺の市街地環境等に対して配慮した建築形態であること。
- イ 周辺市街地の状況の変化等を踏まえ、計画建築物の用途、形態、配慮等について、地区の将来像を見据えた配慮がなされていること。
- ウ 計画の規模及び周辺市街地の状況に応じ、都市施設若しくは公共施設等の機能補完又はこれらの負荷軽減のための具体的な措置を講じていること。
- エ 計画の規模に応じ、周辺市街地の防災、避難に有効な施設を設けていること。
- オ 福祉のまちづくりの推進に配慮したものであること。
- カ 計画の内容に応じ、適切に用途・施設が計画されていること。
- キ 住宅の整備に当たっては、多様な世帯が居住する活力ある地域社会の形成及び高齢者等の居住の安定の確保に資する住宅の供給に配慮すること。
- ク 敷地内の空地及び建築物の屋上等について、緑化が図られていること。
なお、公開空地の緑化は、「公開空地等のみどりづくり指針」（平成19年5月31日付19都市基施第74号）に即したものであること。
- ケ 計画の用途、規模等に応じ、建築物の熱負荷の低減及び設備システムの省エネルギーに対する取組を環境への負荷の低減に高い効果を有するものとするなど、省エネルギー対策等によるカーボンマイナス（CO₂の排出削減）について配慮したものであること。
- コ 建築物の高さ等について、「立川市総合設計許可に係る建築物の高さ等誘導方針」（令和2年3月31日付第1755号）及び立川市景観計画の景観形成基準に適合したものであること。
- サ 業務・商業機能を有していた建築物を、総合設計制度を活用して建替える場合、建替え前の建築物が有していた業務・商業機能の床面積を、建替え後の建築物においても同程度維持するか、低層部（地上3階程度まで）を業務・商業機能とするよう配慮すること。

第2 計画基準

1 公開空地

(1) 公開空地の種類

ア 歩道状空地

前面道路に沿って設ける歩行者用の空地及び当該空地に沿って設ける修景施設（当該空地に接する部分から幅4メートル未満の部分に限る。）をいう。

イ 貫通常路

敷地内の屋外空間及び計画建築物内を動線上自然に通り抜け、かつ、道路、公園その他これらに類する公共施設（以下「道路等の公共施設」という。）相互間を有効に連絡する歩行者用通路（当該通路に沿って設ける修景施設のうち、その接する部分から幅員4メートル未満の部分を含む。）をいう。

(ア) 屋外貫通常路

貫通常路のうち、計画建築物の屋外に設けるもの（ピロティ等の部分を含む。）をいう。

(イ) 屋内貫通通路

屋外貫通通路以外の貫通通路をいう。

ウ アトリウム

計画建築物内に設ける大規模な吹き抜け空間で、天空光を確保できるものをいう。

エ 広場状空地

歩道状空地、貫通通路、アトリウム以外の公開空地をいう。

オ 人工地盤等

人工地盤、建築物の低層屋上面、サンクンガーデンその他これらに類するものをいう。

カ ピロティ等

ピロティ、アーケード等の建築物又は建築物の部分をいう。

(2) 公開空地の規模・形状の基準

ア 歩道状空地

(ア) 幅員が3メートル以上で、かつ、通行可能な部分の幅（以下「有効幅員」という。）が2メートル以上であること。ただし、当該有効幅員にあっては、歩道状空地に沿って有効幅員が3メートル以上の歩道がある場合は、この限りでない。

(イ) 共同住宅建替誘導型総合設計の適用を受ける建築物の敷地にあっては、(ア)の規定にかかわらず、幅員及び有効幅員は2メートル以上であること。ただし、当該有効幅員にあっては、歩道状空地に沿って有効幅員が2メートル以上の歩道がある場合は、この限りでない。

(ウ) 歴史的建造物が存置される敷地部分にあっては、(ア)及び(イ)の規定にかかわらず、歩道状空地の幅員を1メートル以上、かつ、歩道を含んだ有効幅員を2メートル以上とすることができます。

(エ) 原則として、段差が設けられておらず、車椅子ですれ違いが可能であるなど福祉のまちづくりに寄与する構造であること。

イ 貫通通路

(ア) 屋外貫通通路は幅員が3メートル以上で、かつ、有効幅員が2メートル以上であること。ただし、車路に沿って設ける貫通通路にあっては、幅員が2メートル以上で、かつ、有効幅員を1.5メートル以上とすることができる。

(イ) 屋内貫通通路は、有効幅員が8メートル以上で、かつ、天井の各部分の高さが12メートル以上であること。ただし、当該敷地外の施設との歩行者ネットワークの形成を図るために設けられたものの天井の各部分の高さは、地下部分にあっては3メートル以上、地上部分にあっては6メートル以上とすることができる。

ウ アトリウム

おおむね、幅が30メートル以上で、かつ、床面からの天井までの高さが30メートル以上であり、他の公開空地と有効に連絡する吹き抜け空間であること。

エ 広場状空地

(ア) 最も狭い部分の幅は、4メートル以上であること。

なお、当該広場状空地と同じ高さで接する歩道状空地及び屋外貫通通路を当該部分に含むことができる。

(イ) 一の広場状空地（二以上の広場状空地が一体の空間を成し、かつ、相互間を有効に連絡するものを含む。この場合、当該空地面に高低差があるときは、その高低差が3メートル以内のものに限る。）の面積は、用途地域の区分に応じて、下表に掲げる数値以上であること。

なお、空地面積の最低限度の算定に当たっては、当該広場状空地と同じ高さで接する歩道状空地及び屋外貫通通路を含むことができる。この場合、幅員が4メートル未満の部分を除くものとする。

また、敷地面積の規模が令第136条第3項の表（ろ）欄に掲げる規模未満の場合にあっては、下表にかかわらず敷地面積の10分の1以上、かつ、100平方メートル以上とすることができる。

（単位：m²）

用途地域	一の広場状空地の面積
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準工業地域	200
近隣商業地域及び商業地域	100

(ウ) 広場状空地の全周長の8分の1以上が、道路、公園（一体的に利用されるものに限る。）、歩道状空地又は屋外貫通通路に接するものであること。

オ 公開空地に含まれるピロティ等及び人工地盤等

(ア) ピロティ等にあっては、天井の高さが6メートル以上で、かつ、奥行きが当該高さの2倍以内の部分であること。ただし、壁面の位置の統一を図るべき地区において、壁面の位置を統一するために設けるものは、天井の高さを3メートル以上とすることができます。

(イ) 人工地盤等にあっては、次のいずれにも該当するもの又は該当する部分であり、サンクンガーデンにあっては、その最も狭い部分の幅が最大の深さの2倍以上であること。

a 道路等の公共施設又は他の公開空地と幅員2メートル以上の階段若しくは傾斜路により、又は同一平面上で、2か所以上（その位置及び幅員により同等以上の効果があると認められる場合は1か所）で有効に通じていること。

b 道路等の公共施設又は歩道状空地（以下「道路等の公共施設等」という。）との高低差が6メートル以内であること。この場合、高低差とは、階段又は傾斜路により、道路等の公共施設等と有効に通じている部分における高低差（人工地盤等が高低差のある貫通通路又は他の広場状空地を経由して道路等の公共施設等に通じる場合には、当該貫通通路又は他の広場状空地と道路等の公共施設等との当該高低差をえたもの）をいい、高低差の異なる2か所以上で接続する場合にはこれらの平均の高さをいう。

(ウ) 全周長の4分の1以上が道路等の公共施設又は他の公開空地と接すること。ただし、高低差が1.5メートル以内のものは、全周長の6分の1以上とすることができます。

（3）公開空地の有効係数

次のアからカまでの一に該当する公開空地の有効係数は、当該アからカまでに掲げる数値（次のキに該当する場合はキに掲げる数値を乗じた数値）とする。なお、公開空地が2以上の有効

係数に該当する場合は、それぞれに掲げる有効係数を乗ずるものとする。

ただし、敷地の同一部分の上下にわたってそれぞれ別の公開空地を設ける場合において、当該公開空地のいずれかが歩道状空地であるときは、それぞれに掲げる有効係数の積に 0.5 を加えた数値を、いずれも歩道状空地ではないときは公開空地に係る数値の和（1.5 を超えるときは 1.5 とする。）を、それぞれ限度とする。

なお、公開空地整備後に、立川駅前歩道立体化計画に基づくペデストリアンデッキが設けられた場合でも、有効係数は減じないものとする。

ア 歩道状空地

幅員が 4 メートル以下（建築協定、高度利用地区、地区計画等で歩行者の利便を目的として幅員 4 メートルを超える壁面後退の指定がある場合については、当該指定の範囲内で道路との高低差が 1.5 メートル以下の歩道状空地の有効係数は、計画する地域ごとに、連続（2 辺以上の連続を含め、出入口等による分断は必要と認められる範囲で連続とみなす。）する歩道状空地の長さに応じて、下表（ア）の当該各欄に掲げる数値とし、その他の歩道状空地の有効係数は、下表（イ）に掲げる数値とする。なお、連続する歩道状空地の長さは、総合設計の種類別に必要な前面道路幅員を満たす前面道路に沿った歩道状空地の連続とそれ以外の歩道状空地の連続とに分けて算出するものとする。

計 画 形 態	有効係数
(ア) 中核的な拠点及び中核的な拠点周辺地区	
① 長さが 100m 以上のもの	1.7
② 長さが 80m 以上 100m 未満のもの	1.5
③ 長さが 60m 以上 80m 未満のもの	1.4
④ 長さが 40m 以上 60m 未満のもの	1.2
⑤ 長さが 40m 未満のもの	1.0
(イ) その他の部分	0.8

イ 貫通通路

計 画 形 態	有効係数
(ア) 屋外貫通通路	0.8
(イ) 屋内貫通通路	
① 景観形成建築物の敷地内で歩行者ネットワークの形成を図る部分	0.5～1.0
② 上欄以外の部分（その規模及び形態に応じて）	0.3～0.8

ウ アトリウム

計画形態	有効係数
① 歩行者ネットワークの形成を図るもの	0.5～0.8
② 上欄以外のもの（その規模及び形態に応じて）	0.3～0.6

エ 広場状空地

計画形態	有効係数
(ア) 道路、歩道上空地又は屋外貫通通路（この表において「道路等」という。）で、幅員6m以上とのものに接する一の広場状空地の面積が1,000m ² 以上のもの	
① 道路等に面する部分	1.2
② 道路等に面しない部分	0.6
(イ) 道路等に接する一の広場状空地の面積が300m ² 以上のもの	
① 道路等に面する部分	1.0
② 道路等に面しない部分	0.5
(ウ) 道路等に接する一の広場状空地の面積が100m ² 以上のもの ((2) エ (イ) の規定により歩道状空地及び屋外貫通通路を含めた場合、歩道状空地及び屋外貫通通路を除く広場状空地の部分の面積が100m ² 未満である場合を含む。)	
① 道路等に面する部分	0.8
② 道路等に面しない部分	0.4

オ 人工地盤等

次の①から⑤までの2以上に該当する場合はその最大値とする。

計画形態	有効係数
① 人工地盤等がこれに有効に通じる道路、公園等の公共施設又は他の公開空地との高低差が1.5m以下の部分	0.8
② 人工地盤等がこれに有効に通じる道路、公園等の公共施設又は他の公開空地より低い位置にあり、その高低差が1.5mを超え3m以下部分	0.6
③ 人工地盤等がこれに有効に通じる道路、公園等の公共施設又は他の公開空地より低い位置にあり、その高低差が3mを超える部分	0.4
④ 人工地盤等がこれに有効に通じる道路、公園等の公共施設又は他の公開空地より高い位置にあり、その高低差が1.5mを超え3m以下部分	0.4
⑤ 人工地盤等がこれに有効に通じる道路、公園等の公共施設又は他の公開空地より高い位置にあり、その高低差が3mを超える部分	0.3

カ 低減その他の係数

(ア) 低減係数

利 用 形 態	低減係数
① 歩道と合わせた幅員が 6 m を超える歩道状空地又は幅員が 6 m を超える歩道状空地の部分	0.8
② 広場状空地のうち、計画建築物により冬至日の真太陽時の午前 8 時から午後 4 時までの間で全ての時間帯で日影となる部分	0.8

(イ) ピロティ等

壁面の位置の統一を図るべき地区において、壁面の位置を統一するために設けるものを除く。

計 画 形 態	低減係数
① 歩行者ネットワークの形成を図るもの	0.9
② 天井の高さが 6 m 以上、かつ、奥行きが高さの 2 倍以内の部分	0.7

(4) 公開空地の質の基準

公開空地の質は、「公開空地等のみどりづくり指針」に適合したうえで、次に掲げる事項について、実施細目に定める基準に適合すること。

- ア 周辺の緑との連続性
- イ 樹種の多様性
- ウ 既存樹木の保全・活用
- エ 樹高の高い木の植栽
- オ 芝生、水面等による被覆
- カ 建築物上の緑化（屋上、壁面、ベランダ）
- キ 生物多様性の保全

(5) 公開空地の危険防止

外壁又はこれに代わる柱の外面から、当該計画建築物の高さ（公開空地の地表面からの高さをいう。）の平方根の 2 分の 1 以内の距離の部分を公開空地とする場合は、実施細目に定める危険防止の措置を講ずるものとする。免震構造を採用する場合は、地震による振動時にも利用者に対して安全が確保されるように配慮すること。

2 有効空地

(1) 有効空地の定義と基準

ア 屋上の開放空間

屋上の開放空間の部分（当該部分に設ける環境の向上に寄与する植栽、花壇、池泉等及び空地の利便の向上に寄与する公衆便所等の小規模の施設に係る土地を含み、車路並びに自動車及び自転車の駐車の用（実施細目に基づき承認を受けた自転車シェアリングは除く。）に供する部分を除く。）のうち、以下のいずれかに該当するもの

- (ア) 緑化を図るなど修景上良好に設計された開放空間であり、かつ、道路又は公開空地からの高低差が一定以下のもの
- (イ) 道路の路面の中心からの高さが 12 メートル以下のところにあり、かつ、道路に面した 5 メートル以内の範囲で、その一の面積が 50 平方メートル以上であること。

イ 歴史的建造物の存置部分

歴史的建造物の水平投影面積の範囲内であること。

(2) 有効空地の有効係数

種別	有効係数
屋上の開放部分	0.2
歴史的建造物の存置部分	1.2

3 住宅

(1) 住宅性能の基準

住宅性能は、次に掲げる基準に適合するよう努めること。

なお、等級とは住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）に基づく日本住宅性能表示基準による。

- ア 構造の安定性は、耐震等級 2 以上又は免震構造建築物、かつ、耐風等級 2 であること。
- イ 火災時の安全性は、耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））2 以上、かつ、耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））4 であること。
- ウ 劣化の軽減は、劣化対策等級 3 であること
- エ 維持管理への配慮は、維持管理対策等級（共用配管）2 以上であること。
- オ 高齢者等への配慮は、高齢者等配慮対策等級（共用部分）4 以上であること。

4 環境性能等

(1) 計画建築物の用途が住宅（住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。（2）及び次章第 2 の 1（2）（環境性能係数に係る部分に限る。）において同じ。）以外の用途である場合

- ア PAL* の低減率が 10 パーセント以上かつ ERR が 20 パーセント以上であること。

なお、PAL* の低減率及び ERR は「都市開発諸制度の適用に関する環境都市づくりに係る規定の取扱い指針」（令和 2 年 12 月 24 日付 2 都市政広第 449 号）による。

- イ アに加え、次に掲げる事項について、実施細目に定める環境負荷の低減に貢献する「優れた取組」又は「特に優れた取組」を行うように努めること。
 - (ア) 再生可能エネルギー等の利用（太陽エネルギー利用など）
 - (イ) エネルギー負荷を軽減する設計上の工夫（タスクアンビエント空調、輻（ふく）射冷暖房施設の導入など）
 - (ウ) 運用時のエネルギー低減につながる取組（ビル環境エネルギー管理システムの導入など）

(2) 計画建築物の用途が住宅である場合

下記のいずれかの基準に適合し、かつ ERR が 0 パーセント以上であること。あわせて、実施細目に定める環境負荷の低減に貢献する「優れた取組」を行うよう努めること。

- ア 全住戸の外皮平均熱貫流率^{※1} $\leq 0.87 \text{ (W/(m}^2 \cdot \text{K})$
- イ 住棟単位外皮平均熱貫流率^{※1} $\leq 0.75 \text{ (W/(m}^2 \cdot \text{K})$
- ウ 全住戸が住宅仕様基準^{※2}の 1（1（3）口を除く）の基準に適合すること

- ※1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イに基づく外皮平均熱貫流率及び住棟単位外皮平均熱貫流率
- ※2 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）

5 防災施設

原則として、建築物ごとに次の基準を満たすこと。

（1）防災備蓄倉庫の整備基準

原則として、用途ごとに下表の基準を満たす防災備蓄倉庫を整備すること。この場合、防災備蓄倉庫の1か所当たりの面積は1平方メートル以上とする。

用途	業務	住宅	その他の用途
防災備蓄倉庫の必要面積	業務の用に供する部分の延べ面積※の0.001倍以上	住宅の用に供する部分の延べ面積※の0.001倍以上	1m ² 以上
整備位置	いずれの階からも最長歩行距離4層以内に1か所以上	いずれの階からも最長歩行距離2層以内に1か所以上	いずれの階からも最長歩行距離4層以内に1か所以上

※ 自動車車庫及び駐輪場の用に供する部分を除く。

（2）自家発電設備の整備基準

原則として、以下の基準を満たす自家発電設備を整備すること。ただし、法第34条第2項による非常用の昇降機を設けなければならない建築物に限る。

ア 自家発電設備の出力数

用途ごとに下表により必要出力数を算出し、それらを合計した値以上の出力数を有する自家発電設備を整備すること。

用途	業務	住宅	その他
用途ごとの延べ面積※当たりの発電機出力数	0.018kw/m ²	0.006kw/m ²	0.014kw/m ²

※ 自動車車庫及び駐輪場の用に供する部分を除く。

イ 燃料貯蔵施設の確保

次式で算出される数量（以下「貯蔵量」という。）以上の燃料を貯蔵するための施設を整備すること。ただし、やむを得ない事情により当該貯蔵施設が法別表第2に適合しない場合は、この限りでない。

また、住宅の用に供する部分の延べ面積が全体の延べ面積の過半を占める建築物において、貯蔵量が1,950リットルを超える場合は、次式にかかわらず貯蔵量を1,950リットルとすることができる。

なお、その他これらと同等以上の性能を有する動力源を整備する場合はこの基準によらないことができるものとする。

$$Q=b \times E \times H / w$$

Q : 貯蔵量 (l)

b : 自家発電設備の燃料消費率 (g / kWh)

E : 自家発電設備の原動機出力 (kW)

H : 時間 (h)

$$H = \frac{48 \times (0.018 \times A_{\text{業}} + 0.014 \times A_{\text{他}}) + 12 \times 0.006 \times A_{\text{住}}}{0.018 \times A_{\text{業}} + 0.014 \times A_{\text{他}} + 0.006 \times A_{\text{住}}}$$

A_業 : 業務用途の延べ面積※

A_住 : 住宅用途の延べ面積※

A_他 : その他の用途の延べ面積※

※自動車車庫及び駐輪場の用に供する部分を除く。

w : 燃料密度 (重油 850g/l 、軽油 830g/l)

第4章 容積率制限の緩和

第1 容積率制限の緩和の原則

第2章に定める要件に適合し、第2に定める容積率制限の緩和の基準に適合する建築計画にあっては、法第52条第1項から第9項まで及び法第57条の2第6項の規定について、緩和の対象とする。ただし、公開空地等による容積率の割増しの適用を受けないものについては、第2の2から5までの規定は適用しない。

第2 容積率制限の緩和の基準

1 公開空地等による容積率の緩和

(1) 緩和の対象

計画建築物の敷地内に有効公開空地率が第2章第1の1(4)に定める有効公開空地率の最低限度(以下「有効公開空地率の最低限度」という。)を超える公開空地等を設ける場合

(2) 割増容積率の限度

ア 割増容積率の計算式

公開空地等による割増容積率の限度は次式による。ただし、共同住宅建替誘導型総合設計を除く総合設計にあっては、 $(P - P_o)$ の値が10未満の場合は、割増しを行わない。

$$\text{割増容積率} (\%) = (P - P_o) \times \alpha \times ((V_o / 400) + K_x \times \beta) \times \gamma \times K_y$$

P : 有効公開空地率 (%)

P_o : 有効公開空地率の最低限度 (%)

α : 公開空地の質係数

V_o : 基準容積率 (%)

K_x : 総合設計種類別係数

β : 住宅係数

γ : 環境性能係数

K_y : 敷地規模別係数

α : 公開空地の質係数

前章第2の1(4)に掲げるアからカまでの事項について、次の表1に定める内容ごとに実施細目に定めるところによる評価(以下「計画適合評価」という。)に応じて、表2に定める係数をいう。

表1

事 項	内 容
周辺の緑との連続性	近隣の公園や隣接する公開空地等のみどりとの連続性
樹種の多様性	落葉樹・常緑樹のバランスのとれた植栽
既存樹木の保全・活用	既存樹木のうち、健全な樹木の保全・活用
樹高の高い木の植栽	植栽基盤を確保した上で、より樹高の高い木の植栽
芝生・水面等による被覆	まとまりのある芝生地及び水系施設の整備

建築物上の緑化 (屋上、壁面、ベランダ)	地上部から視認性の高い建築物上の緑化
生物多様性の保全	「生物の生息空間」の整備

表2

計画適合評価	A	B	C	D
公開空地の質係数	1.3	1.2	1.1	1.0

Kx : 総合設計種類別係数

下表の総合設計制度の種類により定める係数をいう。

総合設計の種類	Kx
一般型総合設計	1
共同住宅建替誘導型総合設計	4

 β : 住宅係数

β は次の計算式により求める。

ただし、1.45 を上限とする。また、一般型総合設計の場合は、その値を 1 とする。

$$\beta = 1 + \text{住宅性能係数} (\beta_1) + \text{建替支援係数} (\beta_2)$$

住宅性能係数 (β_1) = $0.05 \times$ 前章第2の3(1)に定める住宅性能の基準への適合数

ただし、0.2 を上限とする。

$$\text{建替支援係数} (\beta_2) = 0.0025 \times \text{超過容積率} (%)$$

ただし、0.25 を上限とする。

なお、建替支援係数の適用は、法第3条第2項の規定により法第52条第1項、第2項又は第7項の規定の適用を受けない既存建築物において、共同住宅建替誘導型総合設計を適用する場合に限る。

超過容積率は、次式による。

$$(S_o - A_o \times \text{基準容積率}) / A \text{ (単位 : %)}$$

S_o : 法第52条を適用するとした場合の容積率の算定の基礎となる延べ面積 (m²)

A_o : 既存建築物の敷地面積 (m²)

A : 計画建築物の敷地面積 (m²)

 γ : 環境性能係数**① 計画建築物の用途が住宅以外の用途である場合**

評価	A	B	C
建築計画の内容	PAL*の低減率 10 % 以上、 ERR20%以上+特に優れた取組	PAL*の低減率 10 % 以上、 ERR20%以上+優れた取組	PAL*の低減率 10 % 以上、 ERR20%以上
環境性能係数	1.3	1.2	1.0

- ・「特に優れた取組」、「優れた取組」とは、実施細目に定めるところによる。

② 計画建築物の用途が住宅である場合

評価	A	B	C	D
建築計画の内容	第3章第2の 4(2)アから ウのいずれか の基準に適合+ 優れた取組 (1)+優れた 取組(2)+優 れた取組(3)	第3章第2の 4(2)アから ウのいずれか の基準に適合+ 優れた取組 (1)+優れた 取組(2)+優 れた取組(3)	第3章第2の 4(2)アから ウのいずれか の基準に適合+ 優れた取組 (1)	第3章第2の 4(2)アから ウのいずれか の基準に適合
環境性能係数	1.3	1.2	1.1	1.0

- ・「優れた取組(1)」とは、実施細目第7の2(1)に定めるところによる。
- ・「優れた取組(2)」とは、実施細目第7の2(2)に定めるところによる。
- ・「優れた取組(3)」とは、実施細目第7の2(3)に定めるところによる。

Ky : 敷地規模別係数

Ky=1とする。

イ 緑化面積による増減

地上部及び建築物上の緑化面積に応じて、アによる割増容積率の限度を以下の値により、増減するものとする。

$$(P-Po) \times ((V_o/400) + 1) \times K_z \text{ (単位: %)}$$

Kz : 地上部及び建築物上の緑化係数

$$Kz = X - X_o \quad (X \leq 0.35)$$

$$Kz = (X - X_o) / 2 \quad (0.35 < X)$$

$$X = (\text{地上部の緑化面積及び建築物上の緑化面積の合計}) / (\text{敷地面積} - \text{建築面積} + \text{屋上の面積})$$

X : 当該敷地の緑化率

Xo : 緑化基準値 (0.35)

なお、地上部及び建築物上の緑化は、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第39号）第6条によるほか、実施細目に定める緑化の基準を満たすものとする。

また、緑化面積及び屋上の面積の算定方法は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）及び同条例施行規則によるものとする。

Kzは次の式の範囲を限度とする。

$$-0.05 \leq K_z \leq 0.05$$

ウ 割増容積率の限度

ア及びイの規定にかかわらず、割増容積率の限度は、次の総合設計制度の種類別に定める数値（以下「割増容積率の最高限度」という。）を超えることができない。

（ア）一般型総合設計

- ① 基準容積率の 0.5 倍又は 175 パーセントのいずれか低い数値
- ② i 及び ii の要件に該当する場合、割増容積率の最高限度及び第 2 の 1 (2) に定める K_x （総合設計種類別係数）については、次表のとおりとする。

区域	割増容積率の最高限度	総合設計種類別係数 K_x
中核的な拠点地区	基準容積率の 0.75 倍又は 300% のいずれか低い数値	2.0
中核的な拠点周辺地区の一部（活用方針による）	基準容積率の 0.5 倍又は 250% のいずれか低い数値	2.0
中核的な拠点周辺地区の上欄以外の区域	基準容積率の 0.5 倍又は 175% のいずれか低い数値	1.5

- i 第 2 章第 2 の 1 (2) に定める敷地面積の最低限度を下表に読み替えて適用すること。

(単位 : m^2)

用途地域	敷地面積
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	1,000
上欄以外の地域	500

- ii 第 2 章第 2 の 1 (3) に定める前面道路の幅員について、再開発方針に適合しない計画は、幅員が 12 メートル以上の道路に接すること。その場合、第 2 章第 1 の 1 (3) に定める接道長は幅員 12 メートル以上の道路に当該敷地境界線の長さの合計の 6 分の 1 以上接すること。

（イ）共同住宅建替誘導型総合設計

基準容積率の 0.5 倍又は 200 パーセントのいずれか低い数値とする。なお、割増後の容積率は 1,000 パーセントを超えることはできない。

2 防災による容積率の緩和

（1）緊急輸送道路の沿道の建築物の建替え

ア 緩和の対象

東京都耐震改修促進計画（平成 19 年 3 月東京都都市整備局策定）及び立川市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱（平成 23 年 9 月 13 日要綱第 62 号）（以下これらを「耐震改修促進計画等」という。）に記載された緊急輸送道路（震災時の緊急輸送や応急活動を担う防災拠点等を結ぶ輸送ネットワークとして、道路管理者が指定する道路をいう。以下同じ。）に接する敷地に昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準により建てられた建築物で、そのいずれ

かの部分の高さ（地盤面からの高さをいう。ただし、地盤面が、当該建築物の敷地に接する緊急輸送道路の路面の中心より低い場合は、当該路面の中心からの高さをいう。）が、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に下表に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ下表に定める距離を加えた数値を超える建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であると認められなかったもので、耐震改修促進計画等の計画期間内に工事に着手するものに限る。以下「緩和対象建築物」という。）を建て替える場合

なお、この項目の緩和を受ける建築物は、第2の1（2）の住宅係数の算定に当たり構造の安定による基準を適合対象項目とは限らない。

前面道路の幅員	加算距離
12m以下の場合	6 m
12mを超える場合	前面道路幅員の2分の1に相当する距離

イ 割増容積率の限度

（ア）（イ）及び（ウ）以外の場合

緩和対象建築物の従前の敷地面積の50パーセントに相当する面積を計画建築物の敷地面積（以下「計画敷地面積」という。）で除した割合。ただし、計画敷地面積が従前の敷地面積より小さい場合は、計画敷地面積の50パーセントに相当する面積を計画敷地面積で除した割合

（イ）耐震改修促進計画等において耐震化を図るべき建築物とされている民間の特定建築物で実施細目に定めるものを建替え、法に定める基準の1.25倍以上の耐震強度又はこれと同等以上の耐震性能を確保する場合

緩和対象建築物の従前の敷地面積の80パーセントに相当する面積を計画建築物の敷地面積で除した割合。ただし、計画敷地面積が従前の敷地面積より小さい場合は、計画敷地面積の80パーセントに相当する面積を計画敷地面積で除した割合

（ウ）法第3条第2項の規定により法第52条第1項、第2項又は第7項の規定の適用を受けないマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号に定めるマンションをいう。）で実施細目に定めるものの建替えを行う場合

超過容積率-100（単位：%）

※ 超過容積率の算定方法は第2の1（2）の規定による。

※ 超過容積率が100パーセントを超える場合に限る。

（2）重点的に耐震化を図るべき建築物の建替え

ア 緩和の対象

耐震改修促進計画等において耐震化を図るべき建築物とされている民間の特定建築物で実施細目に定めるものを建替え、法に定める基準の1.25倍以上の耐震強度又はこれと同等以上の耐震性能を確保する場合。ただし、（1）イ（イ）の場合に該当しないもので耐震改修促進計画等の計画期間内に工事に着手するものに限る。

イ 割増容積率の限度

緩和対象建築物の従前の敷地面積の 30 パーセントに相当する面積を計画建築物の敷地面積で除した割合。ただし、計画敷地面積が従前の敷地面積より小さい場合は、計画敷地面積の 30 パーセントに相当する面積を計画敷地面積で除した割合

(3) 敷地の集約化

ア 緩和の対象

隣接地の所有者（所有者が当該隣接地を相続その他的一般承継により取得した場合は所有者及びその前主）が 5 年間以上保有していた土地を許可申請者が自ら計画建築物の敷地として集約化し、敷地の整形化を図る場合。ただし、集約化後の敷地面積が 5,000 平方メートル以下のものに限る。

イ 割増容積率の限度

敷地の集約化による割増容積率は、次式による数値とする。

$$\text{割増容積率} = \text{集約化の評価点数の合計} \times \text{集約係数} \quad (\text{単位: \%})$$

(ア) 集約化の評価点数

集約化する敷地面積	100 m ² 未満	100 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満
評価点数	5	4	3

(イ) 集約係数

集約比率は、次式による。

$$\text{集約比率} = (\text{集約化した敷地面積の合計} / 5,000 \text{ m}^2) \times 100 \quad (\%)$$

集約比率	5 %以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上
係数	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0

3 公益施設等の整備による容積率の緩和

(1) 地域の防災性の向上に資する施設の整備

ア 緩和の対象

(ア) 原則として、中核的な拠点地区又は中核的な拠点周辺地区において、市との協定等に基づき、住宅、病院及び社会福祉施設（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項の事業を行う施設をいう。）の用途に供する部分以外に、実施細目に定める基準を満たす一時滞在施設を設ける場合

(イ) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条に基づき作成された浸水予想区域図において、降雨により河川が氾濫したときに浸水が想定される区域内の計画建築物の敷地に深さ 3 メートル以上の雨水貯留槽を設ける場合

(ウ) 市の要請等に基づく施設を設ける場合

イ 割増容積率の限度

地域の防災性の向上による割増容積率は、次式による数値とする。ただし、ア（ウ）に基づく場合で、整備に必要な部分の床面積の合計に相当する部分を算定することが困難な場合は、下表のとおりとする。

$$\text{割増容積率} = A_b / A \times 100 \text{ (単位 : %)}$$

A_b : 地域の防災性の向上に寄与する施設の面積

(ただし、ア（ア）に基づく場合は、待機スペースの面積×0.4とする。)

A : 敷地面積 (単位 : m²)

かまどベンチや災害用マンホールトイレなど地域の防災性の向上に資する設備	一基につき 0.5% (上限を 5 %とする。)
-------------------------------------	-----------------------------

(2) その他の公共施設等の整備

ア 緩和の対象

次の（ア）から（ク）までに掲げる施設又はその建設予定地で、市の要請等に基づき、当該要請等に基づく規模等のものを計画建築物の敷地又は境域内に設ける場合

- (ア) 保安、公害防止等に寄与する施設
- (イ) 地域社会の文化、教育等の向上に貢献する施設
- (ウ) 福祉の向上に貢献する施設 ((キ) に該当するものを除く。)
- (エ) 一般交通の機能の向上に資する施設
- (オ) 供給処理施設等の負荷軽減に寄与する施設
- (カ) 歴史的建造物
- (キ) 子育て支援施設
- (ク) 公共交通の用に供する空間

イ 割増容積率の限度

公共施設等による割増容積率は、次式による数値をその限度として公共施設等の床面積に応じて緩和する。整備に必要な部分の床面積の合計に相当する部分を算定することが困難な場合は、下表のとおりとする。ただし、「建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号に基づく立川市容積率の許可に関する取扱基準」(令和 2 年 3 月 31 日付 1755 号。以下「法 52 条 14 項 1 号取扱基準」という。)に該当する公益施設等、高齢者福祉施設等又は公共交通の用に供する空間については、当該施設の床面積（公共交通の用に供する空間の場合は、整備面積の水平投影面積）を加えることができる。なお、公共交通の用に供する空間は、敷地面積に対する公共交通の用に供する空間の整備面積の水平投影面積が、200 パーセントに相当する面積を上限とする。

$$\text{割増容積率} = (V_o / 50) + 80 \text{ (単位 : %)}$$

V_o : 基準容積率 (単位 : %)

道路の無電柱化	市との協議に基づき無電柱化に取り組む場合、実施細目に定める評価方法により、整備延長に応じて緩和する。 上限を 200% とする。
---------	---

(3) 法 52 条 14 項 1 号取扱基準に該当する部分の割増容積率の限度

(1) ア及び(2)アによる施設等の整備において、法 52 条 14 項 1 号取扱基準に該当する部分の割増容積率の合計は、(2)イに掲げる限度に基準容積率の 25 パーセントを加えたものを上限とする。

(4) 医療施設の建替え

東京都医療費適正化計画（平成 20 年 3 月福祉保健局策定）に基づき、建替えにより、その地域に必要とされる療養病床数を確保する場合には、増加する療養床数 1 につき床面積 2.1 平方メートルに相当する容積率を(1)から(3)までによる容積率の限度に加えることができる。

4 自動車車庫による容積率の緩和

(1) 緩和の対象

ア 共同住宅附属自動車車庫

次のいずれにも該当する共同住宅附属自動車車庫（令第 2 条第 1 項第 4 号及び同条第 3 項の規定により容積率制限に関して延べ面積に算入しないこととされる部分を除く。）を設ける場合

- (ア) 共同住宅の附属自動車車庫の収容台数が、当該共同住宅の住宅戸数以上であるもの
- (イ) 地下式等の自動車車庫で、敷地内の空地の利用に支障がなく、かつ、市街地景観に配慮していると認められるもの

イ 一般公共自動車車庫

駐車場整備地区（駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 3 条に定める駐車場整備地区をいう。）において、駐車場整備計画（駐車場法第 4 条に定める駐車場整備計画をいう。）等で自動車の路上駐車対策の一環として、市街地景観に配慮した共同隔地駐車場として位置付けられた一般公共自動車車庫（令第 2 条第 1 項第 4 号イ及び同条第 3 項第 1 号の規定により容積率制限に関して延べ面積に算入しないこととされる部分を除く。）を設ける場合

(2) 割増容積率の限度

共同住宅附属自動車車庫及び一般公共自動車車庫による割増容積率の限度は、公開空地等による割増容積率の 2 分の 1 以内とする。

5 景観の形成による容積率の緩和

(1) 緩和の対象

東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成 14 年東京都条例第 30 号）に基づく街並み景観重点地区（以下「街並み景観重点地区」という。）内の計画建築物で、次のいずれか一方に適合し、その地区の街並み景観づくりに配慮がなされたもの（以下「景観配慮型建築物」という。）に該当する場合又は次のいずれにも適合し、その地区の街並み景観づくりに寄与することが明らかなもの（以下「景観形成型建築物」という。）に該当する場合

- ア 当該地区の街並み景観ガイドライン
- イ 地区整備計画（壁面の位置の制限及び高さの最高限度等が定められているものに限る。）

(2) 割増容積率の限度

景観形成による割増率の限度は、それぞれ次による。

ア 景観配慮型建築物

50 パーセント

イ 景観形成型建築物

100 パーセント

第3 割増容積率の限度及び特例

1 公開空地、防災、公益施設等及び景観の形成による割増容積率の合計の限度

(1) 公開空地、防災、公益施設等及び景観の形成による割増容積率の合計の限度

第2の1から3まで及び5に定めるそれぞれの割増容積率の最高限度を合計した数値とする。ただし、以下に掲げるものを除き、第2の1（2）ウに定める割増容積率の最高限度を超えることはできない。

- ア 第2の3（2）に定める道路の無電柱化による割増容積率に相当する部分（基準容積率の1.0倍又は400パーセントのいずれか低い数値を超えない部分に限る。）
- イ 法52条14項1号取扱基準に該当する部分
- ウ 高齢者福祉施設等の割増容積率に相当する部分
- エ 公共交通の用に供する空間の割増容積率に相当する部分

(2) 防災、公益施設（第2の3（2）に定める公共交通の用に供する空間及び道路の無電柱化による割増容積率に相当する部分を除く。）及び景観の形成による割増容積率の合計

公開空地による割増容積率以下とする。ただし、第2の2（1）に定める緊急輸送道路の沿道の建築物の建替えによる容積率の緩和を適用する場合は、第2の1（2）ウに定める割増容積率の最高限度の2分の1又は公開空地による割増容積率の2倍のいずれか小さい数値（共同住宅建替誘導型総合設計の場合で第2の1（2）アにおける $(P-P_o)$ が10以上のときは第2の1（2）ウ（イ）に定める割増容積率の最高限度の3分の2）以下とする。

2 カーボンマイナスの取組に応じた割増容積率の限度

計画建築物が前章第2の4（1）ア又は同（2）アの基準を満たすことが著しく困難と認められる場合を除き、計画建築物が当該基準を満たしていない場合には、第2の1（2）及び第2の5により算出された数値に0.5を乗じた値をそれぞれの割増容積率の限度とする。この場合において、0.5を乗じる前の第2の1から5までの割増容積率の限度を合計した数値は、法52条14項1号取扱基準に該当する部分及び高齢者福祉施設等の割増容積率に相当する部分を除き、第2の1（2）ウに定める割増容積率の最高限度を超えることはできないものとする。

3 公共空地による容積率の緩和

(1) 緩和の対象

計画建築物の整備と一体的に計画配置される道路、公園、緑地、広場その他これらに類する公共空地のうち、事業者の無償譲渡等に係るもので、かつ、都市計画決定（地区計画等を含む。）されたもの（計画建築物とおおむね同時期に決定されるものを含む。）又は地方公共団体により管理されるもの（開発行為等に伴い整備する提供公園等の受益者負担部分を除く。）

(2) 緩和の限度

当該公共空地面積に基準容積率を乗じて求められる面積を計画建築物の許容延べ面積に加えることができる。

4 高度利用地区内等に計画する総合設計に対する基準容積率の取扱い

(1) 高度利用地区、用途別容積型地区計画及び高層住居誘導地区内に計画する場合

この章で定める割増容積率の限度を求める場合の基準容積率（Vo）を、第1章第2に定める「基準容積率」の定義にかかわらず、これらの都市計画で定める容積率及び計画建築物の用途により求められる容積率の限度を適用しない場合の容積率の限度を基準容積率とみなして、1の規定による公開空地等による割増容積率の限度を算定するものとする。

(2) 法第57条の2第3項の規定により市が特例容積率の限度の指定を行った特例敷地内に計画する場合

この章で定める割増容積率の限度を求める場合の基準容積率（Vo）を、第1章第2に定める「基準容積率」の定義にかかわらず、当該指定を行う前の法第52条に規定する基準容積率とみなして、1の規定による公開空地等による割増容積率の限度を算定するものとする。

5 容積率制限の割り増しを受ける計画建築物に対する形態制限の付加

第2の規定により容積率の割り増しを受ける計画建築物で、基準容積率に割増容積率（他の手法により割増容積率を受ける場合は、それらの合計とする。）を加えた割り増し後の容積率を適用する場合で、道路斜線制限規定である法別表第3（は）欄に掲げる数値（距離）が割り増し前の基準容積率を適用する場合の数値と異なる場合、次のいずれかの要件に該当しなければ、割増容積率を制限するものとする。ただし、隣接地の用途地域、土地利用状況又は当該敷地からの方位等により、市街地環境の整備改善に支障がないと判断できる場合はこの限りでない。

- ア 緩和後の容積率による法別表第3（は）欄に掲げる規定に適合すること。
- イ 法第56条第7項第1号の規定により、緩和後の容積率による法別表第3（は）項に掲げる規定と同程度以上の採光、通風等が確保されるものとして政令で定める基準に適合する建築物であること。
- ウ 緩和後の容積率による法別表第3（は）欄に掲げる規定に適合しない場合にあっては、第5章第2の1の道路斜線制限の緩和基準に準じて計画建築物の斜線投影図（共同住宅建替誘導型総合設計にあっては、立面投影図でも良い。）を作図し、同（1）緩和の原則及び同（2）の緩和の限度を超えないこと。

第5章 斜線制限の緩和等

第1 斜線投影図の作図法

道路斜線制限又は隣地斜線制限の緩和を受けようとする計画建築物にあっては、斜線投影図を作図するものとする。

1 道路斜線制限及び隣地斜線制限

(1) 作図の原則

建築物の任意の部分から当該部分の高さを道路斜線勾配（法第56条第1項第1号に定める数値）で除した数値を長さとして道路境界線と直角の方向へ取った点及び建築物の任意の部分から当該部分の高さを隣地斜線勾配（法第56条第1項第2号に定める数値）で除した数値を長さとして隣地境界線の直角方向へ取った点を、それぞれ地盤面上に水平投影し、これらの点（以下「斜線投影点」という。）を当該建築物の各部分について求め、斜線投影点により最大となる図形（以下「斜線投影図」という。）を作図するものとする。

(2) 一般建築物の斜線投影図

一般建築物の斜線投影図を作図する場合における道路斜線制限及び隣地斜線制限の適用については、それぞれ次に定めるところによる。

ア 道路斜線制限

- (ア) 法第56条第1項第1号の規定中「前面道路の反対側の境界線からの水平距離が同表(は)欄に掲げる距離以下の範囲内においては、」の部分を除き、同号の規定を適用する。
- (イ) 法第56条第2項から同条第6項までの規定は、適用しない。
- (ウ) 前面道路の反対側に、幅員10メートルを超える公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合においては、前面道路の反対側の境界線とみなす位置は、令第134条第1項の規定にかかわらず、当該境界線の外側10メートルを限度とする。
- (エ) 2以上の前面道路がある場合で、1以上の道路の幅員((ウ)の規定により緩和される幅員を含む。)が、当該敷地の基準容積率に応じて定める下表に掲げる数値を超えるかつ、他の道路側における建築物の高さが緩和されることとなる場合においては、令第132条及び第134条第2項の規定にかかわらず、令第132条及び第134条第2項に定める区域は、当該敷地の基準容積率に応じて、下表の各欄に掲げる幅員の道路があるものとみなす。

(単位：m)

基準容積率 (Vo)	道路幅員
$Vo \leq 100$	4
$100 < Vo$	$Vo / 25$

イ 隣地斜線制限

- (ア) 隣地斜線制限における隣地境界線上の建築物の高さ（以下「立ち上がりの高さ」という。）は、法第56条第1項第2号の規定にかかわらず、当該敷地の基準容積率に応じて下表に掲げる数値以下とする。ただし、31メートル（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域内のものにあっては20メートル）を限度とする。

(単位 : m)

基準容積率 (Vo)	立ち上がりの高さ
$Vo \leq 100$	8.5
$100 < Vo$	$(4.5Vo / 100) + 4$

(イ) 敷地が、公園（都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する都市公園を除く。）、広場、水面その他これらに類するものに接する場合における令第 135 条の 3 第 1 項第 1 号の規定による立ち上がりの高さの緩和については、当該規定にかかわらず、当該公園、広場、水面その他これらに類するものの幅の 2 分の 1 以下の数値（10 メートルを超える場合は、10 メートルとする。）に、隣地斜線勾配を乗じた数値を（ア）の規定による立ち上がりの高さに加えたものを限度とする。

（3）敷地の整形近似法

建築物の敷地の形態が不整形である場合における斜線投影図及び技術基準による立面投影図の作図に当たっては、等積の長方形又はこれに類する多角形の敷地に近似させることができるものとする。

第 2 斜線制限・高さ制限の緩和

1 道路斜線制限及び隣地斜線制限

法第 56 条第 7 項の規定（天空率）に適合しない計画敷地に限り、第 2 章第 2 に定める要件に適合し、第 3 章及び第 4 章に定めるそれぞれの緩和基準に適合する建築計画は、法第 56 条第 1 項第 1 号及び第 2 号で規定する建築物の高さの緩和の対象とする。

（1）緩和の原則

第 1 に定める斜線投影図の作図法の規定により、計画建築物の形態が、一般建築物の形態と同程度の天空光を当該敷地周辺に確保していると認められる範囲内で、その高さを緩和するものとする。

（2）緩和の限度

ア 計画建築物の敷地の各辺における斜線投影面積（第 1 に定める斜線投影図の作図法による斜線投影図のうち、敷地境界線から外側部分の面積をいう。以下同じ。）は、当該敷地における一般建築物の対応するそれぞれの辺の斜線投影面積を超えないこと。ただし、前面道路の幅員が法別表第 3 (い) 欄及び (ろ) 欄に掲げる地域又は区域及び容積率の限度の区分に応じて、同表 (は) 欄に掲げる距離を超える場合にあっては、当該辺については、この限りでない。

イ アの場合、前面道路の境界線から後退した計画建築物の当該道路境界線側の辺における斜線投影面積は、斜線投影面積から後退距離（法第 56 条第 2 項のに定めるものをいう。）に敷地の当該辺の長さを乗じて得た数値を減じたものによることができる。

また、隣地境界線から後退した計画建築物の当該隣地境界線側の辺における斜線投影面積は、斜線投影面積から計画建築物（当該辺に面する道路の路面中心又は地表面からの高さが 5 メートル以下の部分を除く。）から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する水平距離に、敷地の当該辺の長さを乗じて得た数値を減じたものによることができる。

2 北側斜線制限

法第 56 条第 7 項の規定に適合しない計画敷地に限り、第 2 章第 2 に定める要件に適合し、第 3 章及び第 4 章に定めるそれぞれの緩和基準に適合する建築計画にあっては、法第 56 条第 1 項第 3 号で規定する建築物の高さを緩和の対象とする。

(1) 緩和の原則

第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の計画建築物の形態が、当該計画建築物の敷地の周辺における居住用建築物の日照確保に対して相応な配慮が払われていると認められる範囲内で、その高さを緩和する。

(2) 緩和の限度

計画建築物の高さは、建築物に応じてそれぞれ次に定める条件に該当するものでなければならない。

ア 法第 56 条の 2 の規定による日影規制の対象となる建築物

(ア) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域又は準工業地域内の対象区域内の土地に日影を生じさせるものにあっては、当該地域内の日影は、東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 年東京都条例第 63 号）に定める規制値の適用に当たり、法第 56 条の 2 第 1 項中「敷地境界線からの水平距離が 5 メートルを超える範囲」を「敷地境界線を超える範囲」と、法別表第 4 の（に）欄中「水平距離が 10 メートル以内」を「水平距離が 5 メートル以内」と、「水平距離が 10 メートルを超える」を「水平距離が 5 メートルを超える」とそれぞれ読み替えたものに適合すること。

(イ) (ア) の場合、対象区域外の区域の土地に日影を生じさせるものにあっては、当該区域の日影についてはイの規定に定めるものとする。

イ ア以外の日影規制の対象とならない建築物

平均地盤面からの高さが 4 メートルの水平面上に、敷地境界線からの水平距離が 5 メートルを超える範囲において、法別表第 4 の 3 （に）欄（二）に掲げる時間以上日影を生じさせないこと、ただし、周辺市街地に及ぼす影響が軽微であると認められるものについてはこの限りでない。

3 既存建築物の増築における特例

(1) 緩和の特例

次のいずれにも該当する建築物の増築の計画については、1 の規定によらず、法第 56 条第 1 項第 1 号に規定する高さの制限を緩和することができる。

- ア 法第 3 条第 2 項の規定により、法第 56 条第 1 項の適用を受けない建築物の増築であること。
- イ 計画建築物（既存の建築物の部分を含む。以下この章において同じ。）及びその敷地が第 2 章第 1 の 1 （1）から（5）までに適合していること。
- ウ 建築物の増築が、第 1 章第 1 の 2 の基本目標の実現に資するものであること。
- エ 計画建築物の容積率が、基準容積率の制限の範囲内であること。

(2) 緩和の対象

緩和の対象は、既存建築物の部分で、法第 56 条第 1 項に適合しない部分に限る。

第6章 雜則

第1 雜則

1 他の手法との併用

(1) 都市計画で定める高度地区（最高限高度地区）の規定に基づく許可の特例

「都市計画高度地区内の総合設計制度に係る建築物の高度地区の高さ制限の許可基準」（令和2年9月1日付立ま建指第499号）に適合するものとする。

(2) 法第57条の2第3項の規定に基づき市が特例容積率の限度の指定を行った特例敷地

法第52条各項（第8項を除く）に規定する容積率の限度を超える指定を行った特例敷地に限り、総合設計制度を適用できる。

(3) 法第52条第8項の規定に基づく容積率の緩和

斜線制限の緩和を伴う総合設計と併用する場合、同項を除き、同条に規定する容積率を基準容積率とみなし、本基準の規定を適用する。

2 計画建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区の内外にわたる場合の取扱い

本基準に別に定めがある場合又は法第52条から第56条の2まで及び第58条に規定する場合を除き、原則としてその建築物又はその敷地の全部について、敷地の過半が属する区域、地域又は地区の建築物に関する本基準の規定を適用する。

3 法第86条第1項、第2項又は第86条の2第1項の規定に基づく認定区域内における特例

認定区域内における計画適合認定マンション又は市が取り組むまちづくりの方針に適合する中核的な拠点地区又は中核的な拠点周辺地区的区域内における建築物を計画する場合、第2章第1の1（4）ア中「公開空地」とあるのは「公開空地（法第86条第1項又は第2項を適用しないとした場合の計画建築物の敷地以外の部分に設けるものを除く。）」と、「敷地面積」とあるのは「敷地面積（法第86条第1項又は第2項を適用しないとした場合の計画建築物の敷地以外の部分を除く。）」と、第2章第1の1（4）イ中「敷地内」とあるのは「敷地（法第86条第1項又は第2項を適用しないとした場合の計画建築物の敷地以外の部分を除く。）内」と、第2章第1の1（5）中「敷地」とあるのは「敷地（法第86条第1項又は第2項を適用しないとした場合の計画建築物の敷地以外の部分を除く。）」と、「歩道状空地及び広場状空地」とあるのは「歩道状空地及び広場状空地」と読み替えるものとする。

ただし、敷地（法第86条第1項又は第2項を適用しないとした場合の計画建築物の敷地以外の部分を除く。）が、道路又は「建築基準法第86条第1項、同条第2項及び第86条の2第1項の規定に基づく認定基準」（平成11年5月東京都都市整備局策定）に定める通路（いずれも総合設計の種類に応じて第2章第2の1から3までに定める前面道路幅員の数値以上の幅員を有するものに限る。）に、当該敷地境界線の6分の1以上接する場合に限る。

4 既存建築物の特例

(1) 許可を受けた後の建築物の増築等

改めて許可を受けなければならない。ただし、市が許可条件に影響せず、やむを得ないと認める軽微なものについては、この限りでない。

(2) 改めて許可を受ける際に適用する基準

当初許可を受けた際の基準に適合し、現行の基準に適合しない部分を有する計画は、市が現

行の基準への適合が困難であり、やむを得ないと認める範囲で、当該建築物や建築物の部分及びその敷地に対し、当該規定を適用しないことができる。

5 その他

本基準の運用に関して必要な次の事項は、実施細目で別に定める。

- (1) 特定の地域における容積の割増部分の用途制限等
- (2) 公開空地及び公共空地等である旨の表示
- (3) 公開空地及び公共空地の維持管理
- (4) 許可申請手続及び申請図書
- (5) 本基準の適用を受ける計画建築物等に設ける屋外広告物の設置基準
- (6) 共同住宅建替誘導型総合設計による建築物である旨の表示
- (7) 緑化の基準、標示及び維持管理
- (8) その他本基準の運用に際し必要な事項

附 則 (令和2年9月1日立ま建指第498号)

(施行日)

1 この基準は(第3項において「新基準」という。)は、令和2年9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(旧基準の廃止)

2 総合設計適用方針、総合設計適用地区の指定及び総合設計許可基準(平成15年6月30日立川市決定。以下「旧基準」という。)は、施行日の前日をもって廃止する。

(経過措置)

3 施行日前に許可を受けた建築物(次項の適用を受けるものを除く。)については、前項の規定にかかわらず、旧基準の規定はなお効力を有する。

4 この基準の施行の際、既に許可申請(計画変更の許可申請を含む。)された建築物及び現に旧基準の規定により計画中(計画変更の許可申請を含む。以下同じ。)の建築物で当該計画中の建築物の建築主の申出(施行日前日までになされたものに限る。)に基づき、令和2年10月31日までに市長が「計画中の建築物」と認めたもののうち、令和3年3月31日(第6項において「許可期限」という。)までに許可を受けたものについては、旧基準の規定はなお効力を有する。

(計画変更の特例)

5 第3項の規定にかかわらず、施行日前に旧基準の規定により許可を受けた建築物(前項の認定を受けたものを除く。)について施行日以後に計画変更の申請をする際は、施行日前に旧基準の規定によりなされた手続及び処分(計画変更に係る部分を除く。)は、新基準の規定によりなされた手続及び処分とみなし、計画変更に係る部分について新基準の規定を適用する。

6 施行日から許可期限までの間に第4項の規定によりなお効力を有するとされる旧基準の規定により許可を受けた建築物について計画変更の申請をする場合、許可期限までに旧基準の規定によりなされた手續及び処分(計画変更に係る部分を除く。)は、新基準の規定によりなされた手續及び処分とみなし、計画変更に係る部分について新基準の規定を適用する。

附 則 (令和3年3月25日立ま建指第1719号)

(施行日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の基準を満たす建築計画で、この基準の施行の際、既に許可申請（計画変更の許可申請を含む。）された建築物又は現に改正前の基準の規定により計画中（計画変更の計画中を含む。）の建築物で当該計画中の建築物の建築主の申出（令和3年5月31日までになされた申出に限る。）に基づき令和3年6月30日までに市長が「計画中の建築物」と認めた建築物のうち、令和3年12月28日までに許可を受けたものについて改正前の基準第4章第2の1（2）ア表1の規定は、この基準の改正後も、なお効力を有する。この場合において、改正後の基準第2章第1の1（7）の規定は適用しない。

(計画変更の特例)

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の基準の規定により許可を受けた建築物（前項の規定による認定を受けたものを除く。）について施行日以後に計画変更の申請をするときは、施行日前に改正前の基準の規定によりなされた手続及び処分（計画変更に係る部分を除く。）は、改正後の基準の規定によりなされた手續及び処分とみなして、計画変更に係る部分については改定後の基準の規定を適用する。